

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、職員及びサービス利用者に対する慶弔について必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔の種類)

第2条 本会が行う慶弔の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝
- (2) 災害見舞
- (3) 弔慰

第3条 前条に規定する弔慰の基準は、次のとおりとする。

(1) 結婚祝

① 本人が結婚した場合

- | | |
|--------|-----|
| ア 役員 | 1万円 |
| イ 正規職員 | 1万円 |
| ウ 嘱託職員 | 1万円 |

(2) 災害見舞い

① 水火災その他の災害により、住宅及び家財等の半分以上が焼失、滅失又はき損したと認められるとき

- | | |
|--------|-----|
| ア 役員 | 1万円 |
| イ 正規職員 | 1万円 |
| ウ 嘱託職員 | 1万円 |

(3) 弔慰

① 役員

- | | |
|------------|-----|
| 本人 | 3万円 |
| 配偶者 | 2万円 |
| 一親等以内の同居親族 | 1万円 |

② 正規職員

- | | |
|----------------------|-----|
| 本人 | 3万円 |
| 配偶者 | 2万円 |
| 一親等以内の親族（血族）、養父母及び養子 | 1万円 |

二親等以内の血族であって同居の者 1万円

一親等以内の姻族であって同居の者 1万円

③ 嘱託職員

本人 2万円

④ 介護保険事業、市受託事業、県社協受託事業、本会独自事業のサービス利用者 5千円

(補 則)

第4条 この規程により難いものについては、会長の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成31年1月1日より改正実施する。